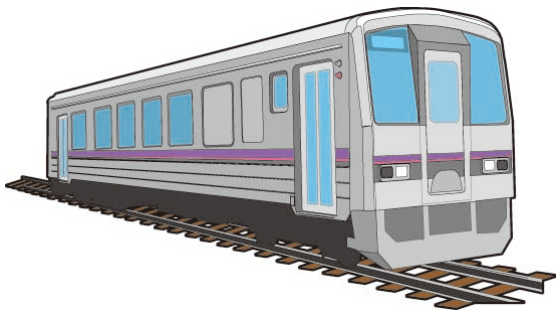


JR 美祢線サポーターズを募集します！！

JR 美祢線は、平成 22 年 7 月の豪雨災害により甚大な被害を受けました。平成 23 年 9 月の運転再開を機に、沿線三市等が連携して「JR 美祢線利用促進協議会◆1」を設置し、利用促進を図る様々な取り組みを展開しています。

この度、当協議会では、JR 美祢線と共に発展を遂げた沿線地域を、マイレール意識◆2をもって再活性化を図るための新たな事業『JR 美祢線サポーターズ（仮称）』を構築するべく、下記のとおり、実証実験を行いたいと考えます。

ご賛同いただける沿線の民間事業者等を募集します。



◆1 JR 美祢線利用促進協議会とは

JR 美祢線の運転再開を機に、沿線三市（長門市・山陽小野田市・美祢市）の行政・議会・商工会・観光協会等と JR 西日本、山口県が連携し、「JR 美祢線利用促進協議会」を設立。利用促進に向けた様々な取り組みを実施しています。

◆2 マイレール意識

JR 美祢線は「私たちの鉄道」＝「マイレール」という意識のことです。沿線住民をはじめ、より多くの方にこの意識を高めていただき、JR 美祢線を幹とした魅力的な地域づくりの創出を目指します。

【1 事業の概要】

JR 美祢線を利用された方（定期券により高校通学で利用されている学生を含む）を対象に、駅周辺の指定店舗等で特別なサービスが受けられる事業。

この事業に賛同いただける事業者、美祢線利用者全ての方がミネサポ◆3です。マイレール意識のもと、「沿線商店等の活性化」と「美祢線の周遊利用の促進」を図ることで、魅力的な地域づくりの創出を目指します。

◆3 ミネサポとは

「JR 美祢線サポーターズ（仮称）」の略称で、マイレール意識をもち、①実証実験に賛同いただける民間事業者、及び②JR 美祢線の利用者（実証実験のサービスを受けられる皆さん）の愛称として考えています。

【2 ミネサポ事業者の応募要件】

下記の要件に全て適合すること。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 沿線三市（長門市、山陽小野田市、美祢市）の JR 美祢線主要駅（厚狭駅、長門市駅、美祢駅）周辺において事業を営む法人、団体、個人事業主であること（本支店等は問わない）。

- (3) 趣旨に賛同し、協賛品目・サービス（特典）等を指定した期間提供できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

【3 協賛品目・サービス内容】

- (1) 価格や入場料等の割引、商品や記念品、その他サービス（特典）の提供など、各店舗等のアイデアを特典として提供するなど、事業者が任意で設定できます。
- (2) 通学定期券利用の高校生にプラスαの特典を提供することもできます。
- (3) 協賛品目・サービス等の提供に係る費用は、事業者で負担願います。

【4 協賛品目・サービス等を受ける方法】

希望者は、JR美祢線の有人駅（厚狭駅、美祢駅、長門市駅）改札口で利用証明書を取得し、ミネサポ店舗等で提示することにより、サービス（特典）を受けることができます。

また、通学定期を所持される高校生は、通学定期の提示によりサービスが受けられます。

【5 募集期間】

令和元年10月1日（火）～10月31日（木）（当日消印有効）

※ 期間後も随時受け付けます（但し、ホームページ掲載は遅れます。ポスター、チラシには掲載することができません。）。

【6 実施期間】

令和元年12月1日（日）～令和2年1月31日（金）

※ 本実証実験を踏まえ、令和2年度から本格実施を目指します。

【7 応募方法】

ミネサポ登録申請書（様式1）に必要事項をご記入の上、下記応募先まで郵送または持参してください。

※ 商品の提供を伴う場合は、当該商品の画像をメールで提供してください。

※ 申請書は「乗ろうよ！美祢線」ホームページ（<http://www.jrminesen.com/>）からもダウンロードできます。

【8 ミネサポのメリット】

- (1) 「乗ろうよ！美祢線」ホームページに協賛品目・サービス等の内容とともに事業者名が掲載されます。また、ミネサポ事業者に自社ホームページが有る場合、希望によりリンク掲載が可能です。

(2) 協議会において制度概要とともに、ミネサポ登録事業者をマップ上に可視化した周知ポスターならびに、店頭等で簡易に対象店舗であることを判別できるステッカー等を作成・提供することで、事業者の広告宣伝効果を高めます。

【9 その他留意事項】

- (1) 本実証実験において知り得た個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、適切に管理すること。また個人情報は本実証実験の検証以外の目的に使用することはできません。
- (2) 協賛品目・サービス等の廃止や変更等があった場合、必ず速やかに事務局へ報告願います。
- (3) 利用者からの苦情等に対応しては、真摯に解決に努めること。なお協賛品目・サービスの提供への補償やクレーム対応については、協議会は一切その責めを負いません。
- (4) 協議会の求める効果検証のための利用者用アンケート用紙・回収箱設置等にご協力をお願いします。なお、実証実験終了後、事業内容についての聞き取り調査にご協力ください。

【10 応募・問合せ先】（持込・郵送・メール送信可）

J R美祢線利用促進協議会事務局 美祢市：美祢市総合政策部地域振興課 〒759-2292 美祢市大嶺町東分 326-1 TEL 0837-52-1128 FAX 0837-53-1959 E-mail chiikishinkou@city.mine.lg.jp
長門市：長門市経済観光部商工水産課 〒759-4192 長門市東深川 1339-2 TEL 0837-23-1136 FAX 0837-23-1146 E-mail shoko@city.nagato.lg.jp
山陽小野田市：山陽小野田市経済部商工労働課 〒757-8601 山陽小野田市日の出一丁目 1-1 TEL 0836-821150 FAX 0836-83-2604 E-mail shoukou@city.sanyo-onoda.lg.jp